

<p>1 開会 中島補佐</p>	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>定刻より10分ほど早いですが、委員の皆様がおそろいになりましたので、ただ今から、「令和2年度第5回長崎地方最低賃金審議会」を開催いたします。</p> <p>本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>まず、本審議会の委員の出席状況について、御報告いたします。</p> <p>本日の委員の出席は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名で、委員総数15名、全員御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。</p> <p>議事に入る前に、「長崎県最低賃金の改正決定について」、室長より御報告させていただきます。</p>
<p>上戸室長</p>	<p>長崎県の最低賃金額の改正決定につきましては、8月25日に異議申し立てについての審議を行っていただき、本日付けで改正決定を行い、官報公示を行いました。</p> <p>今後、30日間の公示期間経過後、10月3日から発効する予定となっております。</p> <p>委員の皆様方には、これまでの間、審議会での慎重な御審議と、円滑な運営等につきまして、多大な御協力をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>また、本日、記者クラブへの投げ込み、長崎労働局ホームページへの掲載を行う予定にしておりまして、今後、例年同様に、県、地方公共団体、各種団体等に対しまして、積極的な周知広報を実施してまいります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>中島補佐</p>	<p>それでは、松本会長に御挨拶をいただきまして、議事の進行をお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 松本会長</p>	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>本日も、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局から報告がありましたが、長崎県最低賃金が、本日付けで「1時間793円」とする内容の官報公示がなされ、令和2年10</p>

	<p>月3日から効力が発生する予定となっています。</p> <p>この決定までの間、本審及び専門部会において、真摯に御審議いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>さて、本日は、長崎県特定最低賃金に係る「参考人意見聴取」と「長崎県特定最低賃金改正の必要性の有無について」の審議を行いますので、円滑な議事進行に、御協力の程よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日の議事録の署名につきましては、公益は「私」、労働者側委員は「古川委員」を、使用者側委員は「岩根委員」を、それぞれ御指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 議題</p> <p>(1) 長崎県 特定（産業 別）最低賃 金改正に係 る参考人意 見聴取につ いて</p> <p>松本会長</p>	<p>それでは、早速、議事に入ります。</p> <p>最初の議題は、「長崎県特定最低賃金改正に係る参考人意見聴取について」でございます。</p> <p>意見聴取の方法等について、事務局から御説明をお願いします。</p>
<p>上戸室長</p>	<p>事務局から、「参考人意見聴取」につきまして、御説明させていただきます。</p> <p>資料No.1にあります「特定最低賃金参考人意見聴取団体一覧表」を御覧ください。</p> <p>本日は、1名の方を参考人としてお招きしまして、御意見をいただく予定にしております。</p> <p>意見聴取につきましては、最初の15分程度で、資料No.1にあります「最低賃金に係る景況について」等の資料に基づいて、御意見を伺った後、委員の皆様との質疑応答を10分程度行っていただく形で、進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、使用者側からは、参考人の御推薦がありませんでしたので、後ほど、改正の必要性の審議の際に、御意見をいただければと思います。</p>
<p>松本会長</p>	<p>ただ今、事務局から説明がありましたように、時間の制約もございますので、円滑な進行につきまして、御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、早速、意見聴取を始めたいと思っております。</p>

	<p>事務局、御案内をお願いします。</p> <p><参考人着席></p>
上戸室長	<p>それでは、参考人の方を御紹介いたします。</p> <p>クアーズテック長崎労働組合執行委員長 本山 大様でございます。</p> <p>労働者側のお立場から、特定最低賃金にかかる貴重な御意見等をいただけるものと存じます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
松本会長	<p>クアーズテック長崎労働組合執行委員長 本山 大様には大変お忙しい中、当審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ただ今から、長崎県特定最低賃金の改正について、労働者側の立場からの御意見をお伺いいたします。</p> <p>あらかじめ御提出いただきました「長崎県特定最低賃金に係る景況について」の資料に従いまして、御意見を述べていただき、その後、委員の方から質問をさせていただきますが、おわかりになる範囲内で、御回答いただければ結構です。</p> <p>それでは、本山様よろしく願いいたします。</p>
本山参考人	<p>それでは、クアーズテック長崎労働組合の本山の方から説明の方をさせていただきます。</p> <p>1、業界全体の景況についてです。（1）概要です。</p> <p>今年度は「新型コロナウイルス感染症」の影響もあり、各企業におかれましても大変厳しい状況であり、先が見通せない環境にあることは、労働組合としても十分理解しているところでございます。</p> <p>しかし、労働者も同じように苦しい環境下にあることも共有しておきたいと存じます。</p> <p>中閼組合企業12社合計の2019年度業績は、米中貿易摩擦による中国経済の減速や英国のEU離脱問題、新型コロナウイルス感染症の影響から、売上高は3兆6千8億931億円（前年度実績比4.5%減）、営業利益2兆8千52億円（同3.9%減）の減収減益となりました。</p> <p>2020年度の通期業績見通しは、新型コロナウイルス感染症の事業への影響が不透明なことから、多くの企業で業績予想の公開を見送っています。</p> <p>国内生産高は、半導体製造装置が下期以降、回復基調でしたが、前年度実績を下回りました。また、運搬機械・産業用ロボットも製造業を中心とした設備投資の需要低迷や、半導体市況の悪化の影響などにより落ち込んでいます。</p> <p>雇用者数については、情報サービス・インターネット関連の雇用者数</p>

の増加が続き、電機産業全体で前年度から1万人増加しています。

（2）受注・生産・在庫等経営環境です。

電気機械分野では、昨年度から落ち込んでいた半導体製造装置が下期以降は回復基調であったものの、減少となりました。

運搬機械・産業用ロボットも製造業を中心とした設備投資の需要低迷や半導体市況の悪化の影響などにより落ち込んでいます。

電子部品・デバイス分野では、半導体素子や集積回路などが昨年度から続く低迷により、前年度実績を下回りました。

情報通信機器分野は、民生用電子機器が落ち込んだものの、通信機器・無線応用装置・電算機及び関連装置などの産業用電子機器等が増加し、前年度実績を上回りました。

下のグラフの所にあります。電子部品・デバイス工業、電気・情報通信機械の生産・出荷・在庫及び在庫率の推移です。

電子部品・デバイスの生産・出荷は横ばいに推移し、直近では上昇しています。

また、景気の先行指標である在庫指数及び在庫率指数は、2019年9月頃から2019年11月頃まで増加しましたが、生産・出荷の増加に伴い急速に減少しました。

直近では再び増加したものの、在庫の調整が行われています。

電気・情報通信機械の生産・出荷は、2019年の秋以降、緩やかな減少が続いています。

在庫指数及び在庫率指数は、2019年9月頃から12月頃まで増加しましたが、その後急減少しました。

（3）倒産状況については、把握はできません。

（4）賃上げ状況です。

電機連合の基本的な考え方について。

電機連合は、毎年総合労働条件改善闘争において、企業内のミニマム基準の引上げと、未組織労働者を含めた電機産業で働くすべての労働者の賃金の底上げ、公正処遇確立に向け最低賃金の引上げに取り組んでおり、2020年闘争は多くの組合において、産業別最低賃金（18歳見合い）1,000円の引上げを実現することができました。

その結果、産業別最低賃金（18歳見合い）は「164,000円」となりました。

この水準の時間当たりの換算額は、1,062.86円となりました。

電機連合統一闘争の成果を、電機産業で働くすべての労働者に波及させるためには、電機産業の「特定（産業別）最低賃金」である「法定電気機械器具製造業最低賃金」が、その役割と機能を果たし続けられることが必要不可欠とっております。

（5）新規採用状況については、把握できておりません。

（6）初任給の状況ですが、中関13組合の状況は次の通りであります。

初任給、高卒初任給：166,000円～170,000円（1,000円～3,000円改善）。

大卒初任給：213,500円～225,000円（1,000円～12,500円改善）。

年齢別最低賃金、18歳：164,000円～165,000、25歳：182,000円～184,900円、40歳：229,000円～230,500円となっております。

(7) その他については、特にありません。

続きまして、2、貴所、貴組合の状況について、(1) 概要です。

当社はクアーズテックグループ内での主要生産工場として、半導体・液晶用フォトマスク基板用合成石英ガラスの加工、セラミック製品の製造を行なっています。

市場環境が激しく変化する中で、安全第一、品質第二、生産性第三を行動基準として、日々の生産活動を行なっています。

その中でお客さまが必要とする製品を供給するために、また安定した生産体制を構築するために、各種改善活動を継続的に行い、利益確保に向けて取り組んでいます。

(2) 受注・生産・在庫等経営環境ですが、受注・生産状況に関しては、コロナウイルスの影響で以前より受注は減りましたが、事業別で景況感は違うものの、安定した受注・生産を行なっています。

この中で特に大きいのが、自動車関係の部品です。

そちらの方が落ち込みの方が激しいということで、先月も予算からすると、20%くらいしかいかなかったというものがあります。

ただ、それ以外のところの事業が好調になってきていますので、それで持ち直しているという状況にあります。

(3) 賃上げ状況についてですが、今年に入り処遇制度が改定されまして、役割給へ移行しています。

定昇は無くなり、ベースアップのみになっています。

一時金については、夏2ヵ月、冬2ヵ月となっています。

(4) 新規採用状況ですが、新卒者7名を今年4月1日に採用しています。

(5) 初任給の状況です。

高卒初任給（技能職）のところが170,000円、2,000円の改善ということで、ここはかなり上がってきています。2017年から4年間で16,600円上がっています。それは、会社と話をしている中で、会社の方も人集めに苦勞をしているということがあって、ここを上げてきているという状況になっております。

大卒初任給（事技職）208,400円で2,000円の改善となっております。

(6) こちらについては、対象はありません。

(7) その他、これについても特にありません。

3、長崎県特定（産業別）最低賃金に関する意見についてです。

繰り返しとなりますが、今年度は「新型コロナウイルス感染症」の影響もあり、各企業におかれましても大変厳しい状況は、労働組合としても十分理解しております。

しかし、労働者も苦しい環境下にあることも、重ねてお願いいたします。

	<p>長崎県の産業別最低賃金は、依然として中央に比べると低い水準となっており、地域性を考慮する必要性はあると思います。</p> <p>今年は、県内高卒就職率は、66%と昭和36年以降もっとも高い就職率になったとの記事を拝見しました。</p> <p>各企業の経営者の方々に改めて感謝申し上げます。</p> <p>今後は、県内の定着率向上に向け、長崎県の魅力ある企業になるように是非お力をお貸してください。</p> <p>長崎県では、他産別最賃と比べて42円の格差が有り、公正競争を確保する観点から、産別格差の改善をお願いしたいと思います。</p> <p>「参考」の、長崎県の製造業における電機産業の状況には、経済産業省「平成30年工業統計調査」では長崎県の製造業における電機産業の状況は、下記の通りです。</p> <p>①従業者数は18.49%、占有率の順位でいうと全国22位、②製造品出荷額等25.68%、占有率の順位でいうと全国11位、③付加価値額35.46%、占有率の順位でいうと全国5位ということで、参考でお付けしています資料の中の1ページ目に、ここがうたってあります。</p> <p>その中の参考の資料の3ページ目のところを見ていただくと、産業別時間当たりの国内総生産、こちらの方の推移です。</p> <p>こちらを見ていただきますと、全産業と製造業、あと電機産業ということで、この中でも、電機産業のところは、指数が139ということで高い位置にあることが分かります。</p> <p>4ページ目の雇用報酬額の推移のところの方を見ていただきますと、産業別時間当たりの雇用者報酬額の推移、こちらも全産業と製造業と比べますと、電機産業のところは122.4ということで高くなっているものがわかります。</p> <p>この結果からも電機産業は、正に主要産業であり、長崎県の経済における重要な役割を担っていると言っても過言ではありません。</p> <p>御承知のように、電機産業は大手企業から中小・零細企業まで、すそ野の広い産業構造になっています。</p> <p>電機産業の持続的な発展に向けた人材確保および「電機産業で働く」ことの安心感の醸成の観点からも、引上げの必要性を強く望みます。</p> <p>以上です。</p>
松本会長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>予定しておりました時間のほぼちょうどとなっております。</p> <p>それでは、ただ今の御意見に関しまして、委員の皆様方から御質問を、いただきます。</p>
中嶋委員	<p>委員の皆様、これまで述べていただきました内容につきまして、何か御質問等はございましたら、お願いいたします。</p> <p>今日はどうもありがとうございました。</p> <p>電機産業における状況については、今の御説明でよく分かりましたし、</p>

	<p>また、電機産業で働く労働者の労働条件、賃金改善について、日々努力されていることについても、敬意を表したいと思います。</p> <p>そこで質問ですが、4ページにあります、貴社の企業内の最低賃金が、初任給と見ていいのかどうか。</p> <p>電機産業全体でいえば、3ページにあります、1時間での換算給1,062円というのがありますが、企業内における最低賃金がいくらになるのか、企業における最低賃金が適応される労働者が、どこまでなのか。</p> <p>ちなみに、4ページの（6）の相対的に賃金の低い業務に従事する労働者の対象者はいないということですが、正社員全体ということでもいいのか、あと関連会社とかの皆さんはいらっしゃるのか。</p> <p>もしわかるなら教えていただきたいと思います。以上です。</p> <p>最近のところ、うちが賃上げのところを書いておりに、処遇制度が変わりました。</p> <p>ここの部分は役割給ということで、自分の役割に応じて給料が決まっている形になっています。</p> <p>その役割に対していくらというふうに決まっていますので、その役割の人はいくらということになっています。</p> <p>なので、最低賃金のところにかかっているか、かかっていないかで言うと、かかってはおりません。もうちょっと高いところになっております。</p> <p>初任給が17万になっていますので、これ以上にはなっているというふうになります。</p> <p>うちで働くパートに関しては、パート社員といったところはいません。</p> <p>あと、関連会社というところも、うちにはいなくて、そこに関しては全く誰もいない状況です。</p>
本山参考人	<p>最近のところ、うちが賃上げのところを書いておりに、処遇制度が変わりました。</p>
中嶋委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
松本会長	<p>他にどなたか御質問があったらお願いします。 せっかくの機会ですので、ご質問ありませんか。</p>
深浦委員	<p>先ほどの説明の中で、2016年以降でしたか、高卒の初任給が、会社として上がったということでしたけれども、その効果というのはいかなもののでしょうか。</p> <p>それで高卒の採用が増えたなど、そういうことがあれば教えていただきたいです。</p>

<p>本山参考人</p>	<p>そうですね。上がり始めたのが2017年からです。その前というのが、うちの知名度も確かにあると思うのですが、求人を出してもかなり少ない状況で、何回も何回も学校に行くような形で、誰かいませんかとお願いをするような状況でした。</p> <p>そういった中でも、全国的にここを上げていくというのが出てきていたので、ここは上げていこうというところがありまして、上げた。</p> <p>それによって、多少は変わってきたのではないかなど。うちの事業所は全国に4事業所あるのですが、その中でも、長崎のうちのに関しては比較的いい方だと聞いています。</p> <p>求人票を出したら、その定員数はある程度、今のところ来ているという状況になっているという話は聞いています。</p> <p>ただ、やはりここは、会社としてはかなり気にはしているところで、集められなくなったときに非常に困る。</p> <p>生産性が落ちてしまうので、かなり困ってしまうところがあって、ここを上げざるを得なかった。</p> <p>それと、うちの会社を中心に通勤圏内で考えると、大体半径30キロ圏内と想定していたのですが、それでも段々集まらなくなって来ているので、50キロ以上からも集めようということで、そういったところは、高速を使って通勤をするといった場合には、高速代を会社が負担するというところで、もっと求人を増やしたい。</p> <p>それと、更に遠くのところから呼ぶとなった時には、借り上げ社宅の制度を作っておりますので、そちらに住んでいただいて、うちに通勤するという活動の方もやっております。</p> <p>それくらい、会社としては危機感が出たと認識しております。</p>
<p>岩崎委員</p>	<p>御社が、最低賃金とは関係のない、ある意味で、非常に優秀な企業であられて、経営陣も人材確保が厳しい中で、かなり賃金アップにも大幅に取り掛かれて、改善が進んでいるという状況は十分に理解できます。</p> <p>1点だけ、5ページの長崎県特定最賃に関する意見の中で、4行目の所ですが、「長崎県の産業別最低賃金は依然として中央に比べて低い水準となっており、地域性を考慮する必要があると思います。」とありますが、この文章は何を届けたいのか、ちょっとわかりにくいので、わかりやすく教えていただけたらと思います。</p>
<p>本山参考人</p>	<p>こちらについては、地域的な差というのはどうしてもあると思っております。関東近辺と長崎で比べると、向こうが高くてこちらが安い。</p> <p>そういったところは当然あるということで、そこを補助する必要性はあるのではないかと。そういう意味です。</p>

岩崎委員	<p>よく理解できました。それが、差があるということはしょうがない、当然だ、という意味合いでの地域性を考慮する必要があるということですね。</p> <p>ちょっと、どちらに捉えるのかが、分かりにくかったのです。</p>
本山参考人	<p>確かにそうですね。差があるというのは当然分かっているのですが、電機産業としては同じような仕事をしているというところがありますので、ここを上げていきたいと考えております。</p>
岩崎委員	<p>そういう意味では、主張的には、下段に書いてある本件における他産別最賃ですね。</p> <p>造船とか機械、そこの格差、42円あって云々という、そこがメインになっているところですね。他県との地域格差があるのは地域性として、やむを得ないという意味合い、ということによろしいですね。</p>
松本会長	<p>はい。</p>
岩崎委員	<p>わかりました、以上です。</p>
松本会長	<p>他は、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、私の方からお尋ねしますが、先ほど人材がなかなか集まらないこと、パート職員の方はいないということでしたが、派遣などを利用することは、あるのですか。</p>
本山参考人	<p>派遣さんはいます。</p>
松本会長	<p>今、何人くらいいるのですか。</p>
本山参考人	<p>今、40～50名くらいだったと思います。</p>
松本会長	<p>派遣さんの賃金というのは、把握していらっしゃるのですか。</p>
本山参考人	<p>把握していません。</p> <p>正確に言うと、会社の方に話をするのですが、会社と派遣会社の契約でやっているのです、個人というのが分からないような状況で、教えてくれないような状況です。</p>

松本会長	結局、求人を出しても人が集まらないという時は、派遣労働者を増やすことで調整を行っているというのは実際にありますか。
本山参考人	それもあります。
松本会長	他にありませんか。
三浦委員	先ほど、高卒初任給が、2017年から4年間かけて、1万円超えて上がっているというお話があったと思うのですが、それと貴社での定着率との関係、プラスに働いているのか、変わっていないのか、そういうことが分かりましたら教えていただければと思います。
本山参考人	<p>定着率については、辞めたという人は、過去4年間の中で、若い人たちでは1人しかいないんですよ。</p> <p>その間に40人くらい入っているのですが、1人は辞めましたけど、それ以外はまだいるという感じです。</p> <p>だから、定着率といったところでは、いいのかなと思います。</p>
松本会長	<p>ほぼ時間となっていますが、いかがでしょうか。最後にどなたか、ございませんか。</p> <p>それでは、他に無いようですので、本山様からの意見聴取につきましては、これで終了させていただきます。</p> <p>本山様には、貴重なお時間を、当審議会の為に割いていただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>どうも、お疲れ様でした。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">＜ 参考人退席 ＞</p>
上戸室長	以上をもちまして、本日予定をしておりました、参考人の方からの意見聴取は、全て終了いたしました。
(2)長崎県特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について 松本会長	それでは、参考人の方の御意見を聴取しましたところで、次の議題、

上戸室長	<p>「長崎県特定最低賃金改正の必要性の有無について」の審議に入ります。その前に、事務局から資料等の説明をお願いします。</p> <p>必要性の有無の御審議をいただく前に、資料につきまして御説明いたします。</p> <p>皆様のお手元に、「資料No.2」「資料No.3」としまして、各種指標等を配布しておりますので、御覧ください。</p> <p>この資料につきましては、先日、メールにて各委員へ、情報提供をさせていただいております。</p> <p>それでは、御手元に配布しております「資料No.2」の「長崎県最低賃金基礎調査結果」（電子部品等製造業）を御覧ください。</p> <p>この資料は、令和2年の「最低賃金基礎調査」の総括表となります。</p> <p>資料は、2種類ありまして、1つは「労働者数により復元」した資料、もう1つは「事業所数により復元」した資料となっております。</p> <p>2ページから4ページには、基礎調査の総括表を添付しております。</p> <p>また、5ページには総括表を見やすくした「最低賃金基礎調査結果」（電子）を、6ページには総括表の数字をグラフに直した「各賃金階級における労働者数と累積度数分布（電子）」を、7ページには「最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表」を添付しております。</p> <p>基本的な表の見方につきましては、地域別最低賃金の場合と同様になります。</p> <p>続きまして、「資料No.3」の「各種指標等」を御覧ください。</p> <p>1枚めくっていただきまして、資料の表紙の裏面にあります「資料目次」を御覧いただきたいと思っております。</p> <p>資料番号1につきましては、長崎経済研究所発行の「ながさき経済」から、過去のデータを取りまとめて、賃金室にて作成しました「主要産業別各種指標」となります。</p> <p>資料番号2は、「長崎県の賃金・雇用の動き（令和2年5月分）」です。</p> <p>資料番号3は、当局が毎月発表している「長崎県の雇用失業情勢」です。</p> <p>資料番号4は、長崎経済研究所の「ながさき経済（2020年9月号）」です。</p> <p>資料番号5は、「長崎県特定最低賃金の推移」として電子部品等製造業最低賃金の推移を添付しております。</p> <p>資料番号6は、「令和2年度地域別最低賃金の決定状況（全国）」を添付しておりますが、この決定状況につきましては、まだ、官報公示が終わっていない労働局の分につきましては、予定となります。</p> <p>以上でございます。</p>
------	--

松本会長	<p>ただ今、事務局から資料の説明がありましたので、必要性の有無についての審議の参考にしていただければと思いますが、これらの資料について、何か御質問等がございますでしょうか。</p> <p>全てを今チェックすることは、できないでしょうが。</p> <p>それでは、また、お気づきになりましたら、その時点で事務局にお尋ねするというような形でいってみましょうか。今、何かございませんか。</p> <p>それでは、これから、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の必要性の有無について、労使双方から御意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>慣例に従いまして、まず、労働者側委員から、御意見をお願いいたします。</p>
古川委員	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>労働者側から、改正の必要性の有無について、申し上げさせていただきたいと思いますが、まず、必要性の有無の前に2点触れさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、今日いただきました「ながさき経済9月号」も含めて、コロナに関してではありますけれども、長崎県の景気につきましては、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響から厳しい状況が続いている。</p> <p>特に、観光関連につきましては、インバウンド、そして、国内観光における宿泊者数、施設入場者数の大幅減少ということもございますし、飲食業、輸送業が低迷をしている。</p> <p>また、外出制限等における、個人消費についても大幅に減少し、更に雇用を取り巻く環境、行政も大変厳しい状況であるということは、使用者側の皆様方、また労働者側の我々だったり、そこで働く労働者の皆様も共通した認識であると考えております。</p> <p>やはり、新型コロナウイルス感染症による、この危機的状況を早期に収束させるために、国民、県民であったり、企業経営者の皆様方、また労働者がそれぞれの立場で、一丸となった対応を進めていかなければいけないと考えております。</p> <p>そして、あと1点につきましては、長崎県は3業種の特定最賃があるわけではありますけれども、2業種が残念ながら申し出をできなかったということがございますけれども、まず、この2業種の船舶・はん用につきましては、申し出時に必要となる特定最賃に対する企業内最低賃金額の優位性というのが確保できなかった、というところがございまして、その中で申し出に至らなかったというところがあるかと思っております。</p> <p>その点については非常に残念ではございますけれども、現状としまし</p>

では、それぞれの業種においての関係労使の実態であると、我々は受け止めながら、来年度に繋げて参りたいと思っております。

そして、改正の必要性について申し上げたいと思いますが、特定最賃の引上げについては、やはり労働の価値にふさわしい賃金水準を確保するということによって産業の魅力を高め、人材の確保に寄与すると考えております。

また、組織労働者が労使交渉を通じて締結した企業内最低賃金協定を、労使交渉の手段をもたない、未組織労働者に波及させることによって、企業の枠を超えて組織労働者と未組織労働者、正社員と非正規労働者の賃金格差を是正しているということは言うまでもないと考えております。

また、本年施行されました、同一労働同一賃金を主としたパートタイム有期雇用労働法や労働者派遣法が改正、施行されたことも踏まえていかなければならないと考えております。

さらに、金属産業の強みであるバリューチェーンの各プロセス、分野の企業で、それぞれの付加価値を適正に確保し、強固な国内事業基盤と企業の持続可能性の確保を、図っていかなければならないと認識をいたしております。

冒頭にも申し上げましたように、本年につきましては、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、各企業、労使における様々な施策を取り組んでいるわけではありますが、やはり企業活動、そして、そこで働く従業員やお客さんへの感染防止対策など、資金繰りも含めて大変な状況と推察し、また、認識をしているところであります。

そこで働く労働者がおられますけれど、要は人であります。

やはり、この「人」が利益の源であると考えておりますし、物づくりやサービスを成長・発展させる原動力であると考えております。

当然としまして、賃金は労働者にとって生活の糧であり、労働条件の中で最も重要な要素の一つとして、生活を支える根源的なものであると思っております。

やはり、個々の労働者の働きに見合った、相応な水準が確保されるべきであり、その意味でも特定最賃の制度は極めて重要であり、リーディング産業に相応しい優秀な人材を確保する上でも、産業別最低賃金の引上げは、産業全体の魅力を高めることにも繋がる、極めて重要なものであると考えておりますので、労側としましては、改定の有無については、必要であると申し上げさせていただきたいと思っております。

以上です。

松本会長

ありがとうございました。

	他の労働者側委員の方から、補足等の御意見はございませんか。
労側委員	〈意見なし〉
松本会長	それでは、続きまして、使用者側委員から御意見をお願いいたします。
岩根委員	<p>まず、本年度の最低賃金審議にあたっては、地賃審議の際に、中央の目安審議でも、使用者側としては、現在のコロナウイルスに伴う経済への悪影響、こういう状況を勘案して、最低賃金の引下げも望む経営者が多い、ということを手張らせていただいていた。</p> <p>現実には倒産、それから解雇、そういうものが、解雇者が5万人を超えたというデータも昨日の新聞等に出ていたと思うのですが、そういう状況下で、使用者側としては、政府も言っているとおり、現状の日本経済状況を鑑みれば、雇用第一に優先を考えるというのが筋だろうと思っていますので、最低賃金審議の際にも申し上げたとおり、引下げ又は現状維持というのを、特定最低賃金審議についてもベースとしては考えていくべきであるというふうに考えております。</p> <p>ただ、審議するにあたっては、当然、引上げない、0である、それからこういう可能性があるのかどうか、過去にもありませんけれども、引下げをする、というような選択肢もあるんだろうと思いますので、特定最低賃金の電子、今回は1業種ということですが、審議をするということについては、やぶさかではないと考えております。以上です。</p>
松本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他の使用者側委員の方から、補足等の御意見はございませんか。</p>
使側委員	〈意見なし〉
松本会長	<p>ただ今、労使双方から御意見をいただきました。</p> <p>労働者委員は多くのことをおっしゃっていたので、まとめきれなかったのですが、例えば、非正規労働者とか、未組織労働者との解消などの必要性とか、あるいは、長崎におけるリーディングセクター、リーディング産業、そして、それに相応しい賃金水準でなければいけないんだ。</p> <p>あるいは、この当該産業の基盤をしっかりとさせるためにも、相応しい賃金が与えられるべきだというようなところから、この改正の必要性があるというような考えだったと、私は解釈いたしました。</p> <p>他方、使用者側委員としましては、地賃の時にもおっしゃられたように、雇用が第一であって、むしろ引下げや現状維持が望ましいんだと。</p>

	<p>但し審議することにはやぶさかではないんだ。</p> <p>自分たちとしては、現状維持なんだということを最初におっしゃっているんですけど、審議には臨んでいただけるということで、改正の必要性があると判断したいと存じます。</p> <p>全会一致で改正の必要性ありということでよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし
松本会長	<p>ただ今、労使双方から「改正の必要性あり」との御意見が出されました。</p> <p>全会一致で、電子部品等製造業最低賃金につきましては、「改正の必要性あり」ということで、よろしいですか。</p> <p>もう一度、確認します。それで、よろしいですね。</p>
各委員	異議なし。
松本会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、全会一致で、電子部品等製造業最低賃金につきましては、「改正の必要性あり」ということで、長崎労働局長に答申を行うことといたします。</p> <p>事務局で「答申文」の準備をお願いします。</p> <p>「答申文」の準備ができるまで、しばらくお待ちください。</p> <p>＜事務局、答申文（案）準備＞</p>
松本会長	<p>それでは、答申（案）の準備ができましたので、事務局は、答申（案）を委員の皆様にご配りしてください。</p> <p>＜事務局、答申（案）を配布＞</p>
松本会長	<p>ただ今、御配りしました「答申（案）」の内容につきましては、令和2年8月3日付けをもって諮問がありました、電子部品等製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、「改正決定することを必要と認める。」との結論に達しましたので、その旨を長崎労働局長あて答申する、ということでございます。</p> <p>御了承いただければ、この内容で本審議会より、長崎労働局長に対し答申したいと存じますが、如何でしょうか。</p>

各委員	異議なし。
松本会長	ありがとうございます。 それでは、この内容で本審議会より、長崎労働局長に対し答申することといたします。 事務局、お願いします。
上戸室長	それでは、答申を行っていただきますので、会長、局長は中央にお願いいたします。
	<松本会長と瀧ヶ平局長が中央に移動>
	<松本会長が答申文を読み上げ>
松本会長	長崎労働局長 瀧ヶ平 仁 殿 当審議会は、令和2年8月3日付けをもって、最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので、答申する。長崎地方最低賃金審議会会長 松本睦樹。
	<松本会長から局長へ答申文を手交>
上戸室長	それでは、ただ今、御答申をいただきましたので、局長より挨拶を申し上げます。
瀧ヶ平局長	ただ今、電子部品等製造業最低賃金につきまして、改正の必要性ありとの御答申をいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。 電子部品等製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、改正の申し出を受けまして、8月3日に改正の必要性に関する諮問をさせていただきましたが、本日、参考人からの意見聴取の上、公労使各委員の皆様方による真摯な御審議の結果、全会一致で改正の必要性ありとの御答申をいただきました。 今後、労働局と致しましては、電子部品等製造業最低賃金を御審議いただく専門部会の設置のため、直ちに専門部会委員の推薦公示等の手続きを進めてまいります。

	委員の皆様方には引き続き、御苦勞をお掛けすることになりますが、従前同様、慎重かつ円滑な御審議に御尽力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。
上戸室長	<p>それでは、御答申をいただきましたので、続きまして、電子部品等製造業最低賃金の改正決定につきまして、局長から諮問を行わせていただきたいと存じます。</p> <p>会長、局長は、中央にお願ひいたします。</p> <p><松本会長と瀧ヶ平局長が中央に移動></p> <p><瀧ヶ平局長が諮問文を読み上げ></p>
瀧ヶ平局長	<p>最低賃金の改正決定について（諮問）長崎地方最低賃金審議会会長殿、最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について貴会の調査、審議をお願いする。</p> <p>「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」 長崎労働局長 瀧ヶ平 仁。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p> <p><局長から松本会長へ諮問文を手交></p>
松本会長	承りました。
上戸室長	<p>ただ今、諮問をさせていただきました「諮問文」の写しを、皆様方の御手元に御配りしますので、御確認をお願ひいたします。</p> <p><諮問文の写しを各委員に配布></p>
上戸室長	それでは、会長よろしくお願ひいたします。
松本会長	ただ今、配布されました諮問文を確認されて、何か御意見等はございませんか。
各委員	<意見なし>
松本会長	先程、長崎労働局長に対しまして、電子部品等製造業最低賃金について、「改正決定の必要性が有る」との答申をいたしまして、ただ今、長崎

上戸室長	<p>労働局長から当審議会に対しまして、電子部品等製造業最低賃金の改正決定について、金額審議の諮問がございました。</p> <p>この諮問に係る所定の手続き等について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局より説明いたします。全部で4点ございます。</p> <p>まず、1点目は、「専門部会の決議」についてでございます。</p> <p>最低賃金審議会令第6条第5項におきまして、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」との規定がありますが、長崎の場合、従前より特定最低賃金の審議におきましては、この規定を適用しているところでございます。</p> <p>本年度におきましても、「専門部会の決議が、全会一致の場合に限り、この規定を適用するか否か」につきまして、御審議をお願いしたいと存じます。</p> <p>2点目は、「公示」について、でございます。</p> <p>電子部品等製造業最低賃金の改正審議に当たりましては、最低賃金法第25条第2項の規定によりまして、専門部会を設置することが義務付けられておりますので、労使双方の専門部会委員の候補者の推薦につきまして、本日から9月17日（木曜日）までの間、公示を行うようにしております。</p> <p>また、最低賃金の改正諮問後の関係労働者、及び関係使用者の意見聴取につきましても、最低賃金法第25条第5項、並びに施行規則第11条第1項の規定によりまして、公示が義務付けられておりますので、本日から9月17日（木曜日）までの間、公示を行うようにしております。</p> <p>3点目は、「今後の専門部会の日程」について、でございます。</p> <p>本年7月3日に開催しました第1回審議会にてお配りしました「審議会開催日程等（案）」におきましては、特定最低賃金の改正に係る第1回目の専門部会につきましては、3業種合同で実施する旨御説明したところですが、電子部品等製造業最低賃金のみの改正審議となりましたので、電子部品等製造業の第1回専門部会につきましては、9月29日（火曜日）午前10時から、8階会議室におきまして開催したいと考えておりますが、専門部会委員には、例年、本審委員以外の方も入っておられますので、専門部会委員が決まり次第、日程調整を行いまして、改めて、第1回専門部会の開催日を決定したいと考えております。</p> <p>その後、3回程度、専門部会を開催しまして、結審まで集中的に御審議をしていただきますが、専門部会の2回目以降の日程につきましても、専門部会委員が決まり次第、すぐに確認して、調整させていただくこと</p>
------	---

	<p>といたします。</p> <p>また、仮に、専門部会の決議が全会一致とならなかった場合におきましては、第6回本審を10月中に開催できればと考えております。</p> <p>スケジュール上、年内発効を考えますと、本審を10月30日に行った場合、最短で、12月31日の発効となりますので、遅くとも、本審を10月30日には開催したいと考えております。</p> <p>もちろん、その前に、部会で結審した場合には、各委員の皆様様の御都合をお伺いしまして、10月30日より前の日に本審を開催することとなります。</p> <p>最後に、4点目としまして、電子部品等製造業最低賃金専門部会の廃止について、でございます。</p> <p>先程、専門部会の設置義務につきまして説明いたしましたが、廃止の取扱いにつきましては、審議会令第6条第7項の規定に「専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されております。</p> <p>専門部会開催後、本審を開催することができますと、その際に廃止の審議を行うこともできますが、審議会令第6条第5項の規定によりまして、全会一致となった場合、本審を開催する必要がなくなりますので、本審での廃止の審議ができないこととなります。</p> <p>従いまして、事前に専門部会の廃止の取扱いにつきまして、御審議をお願いしたいと存じます。</p> <p>もちろん、第1点目の「審議会令第6条第5項の適用を行う」ことについて、了承をいただいたことを前提としての御審議となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
松本会長	<p>ただ今、4点説明がありましたように、まず、皆様にお諮りしたいのは、電子部品等製造業最低賃金の審議に当たりまして、審議会令第6条第5項に「審議会は、あらかじめその議決することにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」との規定がありますが、従前どおりの取扱いでよろしいか、ということであります。</p> <p>本年度におきましても、専門部会での決議が「全会一致の場合」に限り、この規定を適用することとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
松本会長	異議なしということです。ありがとうございます。

	<p>それでは、電子部品等製造業最低賃金の審議につきましては、審議会令第6条第5項を適用することといたします。</p> <p>2点目の専門部会委員の候補者の推薦公示、関係労使の意見聴取の公示については、本日から9月17日（木曜日）まで行うこととします。</p> <p>3点目の電子部品等製造業にかかる専門部会の開催日程につきましては、推薦を受けて任命した専門部会委員の御予定を速やかに確認した上で、決定することとします。</p> <p>また、事務局より、10月30日（金曜日）に、本審の日程を確保していただくよう説明がありましたが、皆様、如何でしょうか。</p> <p>これで、よろしいでしょうか。</p>
各委員	はい。
松本会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>最後、4点目の専門部会の廃止についてです。</p> <p>異議申出に対する対応が終了した時点で、専門部会を廃止したいと思います。如何でしょうか。</p>
各委員	異議なし。
(3)その他	
松本会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>その他、事務局より何かございますか。</p>
上戸室長	<p>来年度の「事業場視察」に向けまして、当審議会での過去の視察状況、九州ブロックの視察状況等につきまして、御説明いたします。</p> <p>過去の視察状況につきまして調べましたところ、平成6年度から14年度までは、佐世保市、諫早市、大村市、長崎市等の中小企業の製造業を中心に視察を実施しておりまして、平成16年度の長工醤油味噌協同組合大村工場の視察を最後に、事務局より、事業場側の受入れが困難であることを提案して了承され、以後、中止となっております。</p> <p>その後、平成26年度の第1回審議会におきまして、過去、実施していましたが、離島の商工会等、労使それぞれ2団体、合計4名からの意見聴取を、審議会の迅速な運営等を理由としまして、平成26年度以降廃止としておりますが、労働者側から「替わりに、事業場視察を行うことで、使用者の意見を反映できるのではないか」との提案がなされました。</p> <p>その後、使用者側も「絶対的に反対するものでもない」との御意見がありましたことから、事務局にて検討を行いまして、「事業場視察」を再</p>

	<p>開し、平成28年度は東芝三菱電機産業システム株式会社、平成29年度は株式会社杉永蒲銚、平成30年度は日光タクシー株式会社、令和元年度は下町食品有限会社の視察を実施してきたところです。</p> <p>なお、今年度の「事業場視察」につきましては、コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止としております。</p> <p>また、平成29年度以降の九州ブロックの状況を調べましたところ、佐賀局、熊本局、大分局は今年度を除き、毎年実施している状況にありまして、沖縄局におきましては、今年度におきましても実施している状況でした。</p> <p>しかしながら、福岡局、宮崎局、鹿児島局におきましては、従来から事業場視察は実施していないとのことでした。</p> <p>事務局としましては、引き続き、事業場視察を行いたいと考えているところですが、事業場視察につきましては、委員に地域の実態を直接認識していただくことが主眼でありまして、労使の主張点について実態を具体的に把握するため、必要があれば、本審等による審議の場で決議して実地視察を行うものとなっていることから、委員の皆様方の御意見を伺いながら、来年度の「事業場視察」を進めていきたいと考えておりますので、御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。</p>
松本会長	<p>ただ今、事務局から説明がありました「事業場視察」については、今年度を除き、平成28年度以降毎年実施しておりますが、来年度の実施について、御意見を承りたいと思います。</p> <p>御意見ございましたら。</p>
古川委員	<p>労側の受け止め方としましては、事業場視察につきましては、やはり現場の実態を把握する、確認するという上で、非常に参考になる取り組みでありますし、意義のあるものでありますし、決して、それは必要ではないということは全くないと考えております。</p> <p>また、労側の1つ要望として、お聞きいただいた上で、それが反映されるかされないかは別として、御検討いただければと思うんですけども、現状としましては、事業場視察は、私が最賃委員になりまして、今年で3年になります。</p> <p>今年はコロナの関係で事業場視察もできないというところもあったわけですけども、1年目はタクシー事業所さんだったと思います。</p> <p>2年目、昨年が製麺所さんであったと思うんですけど、要は、使用者側のみ意見を今伺っているという現状もございますので、もし可能であれば、そこで働く労働者側の御意見もお伺いできるような機会を作っていただければ、非常にありがたいなと思います。</p>

	<p>そうすれば、さらに、労側としても意義のある事業所視察になるんじゃないかなと思いますので、検討ベースでいただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。</p>
松本会長	<p>そこで働く労働者の御意見も伺えるような、事業場視察にさせていただきたいというような御意見ですけれども、他に労側の方から何か、補足というのは、御意見がございますでしょうか。</p> <p>ございませんか。では、使用者側からはいかがでしょうか。</p>
岩根委員	<p>事業場視察については、結果的に言うと、再開したというのが現状の長崎県の取り扱いなんだろうと思います。</p> <p>では、過去は何でやっていなかったのか。なかなか実態が把握しにくい、それから、先ほど労側さんからありましたように、労働者の声が直接はなかなか、会社の中に使用者がいるのに、外部の人間に向かって労側として、というのは非常に喋りづらいんだろうなど。</p> <p>逆に言えば、会社の中では、賃金であるとか、賃上げとかそういうのは、会社と労側が交渉して決めていくというステップがありますから、そこだけを取れば、我々の世界でその話を、特に労側の話をそこで絶対に聞く必要があるのかというのは疑問に思っています。必要ないんじゃないかと。</p> <p>1番の問題は、やはり賃上げとか、いわゆる、最賃を上げていく前提となる会社の支払い能力、使用者側ですね。これをやはりしっかりチェックしないと、支払い能力がない、またはそれを強引に強制したときに事業の継続が困難になる、そういうものを判断していく場ではないかと考えています。</p> <p>毎回審議の度に申し上げている通り、最高の賃金、これ以上払うなどいうことを決めているわけではなく、これ以下はだめよということを決めていくわけですから、その支払い能力は、非常に影響のあるところ、企業の分布で言うと、1番経営の苦しいところの実態を見るべきであろうと、そういう企業視察をやるべきであると考えています。過去にもそういう主張をしています。</p> <p>事務局にも、特に離島半島の企業視察を計画してとお願いしているのですが、現実的には、企業側も最低賃金審議会の審議、全員参加すると15名乗り込んでいくわけですから、そういうのに耐えられる企業さんも、特に中小企業の零細企業という部分で耐えられる企業がどれだけあるか。現実的にはなかなかないだろうと思っているところでもあります。</p> <p>近2年は、毎回、使用者側から要望を出してもらっているタクシー業界、それも会長をやっています日光タクシーさんに出向いて、実際に給</p>

料の決め方であるとか、歩合制の中身とか、そういうものをかなり赤裸々に資料として出していただいたと認識しています。

それから、下町食品さんについても、実は行くまでもっと大きい企業なのかなと思っていたら、非常に中小企業で、パートさん等で成り立っているのだと、食品業界の非常に苦しいところが把握出来たという点においては、視察することの意味があったかなと思っているのですけれども。

1番の問題点は、話の過去の経緯にもありましたとおり、労側さんの方から、視察をやるべきであると言いながら、実態として見たところを審議の中に全く反映しないという姿勢が、使用者側から見たときに一番の問題だと感じております。

結局、見に行っても、それを審議の中に反映するつもりは殆ど感じられない。

そういうのであれば、労力をかけて対応してくれている企業さんに大変申し訳ないなというのが、使用者側の正直な気持ちでありますので、法律上の強制するところもなければ、現状を踏まえるとそれは実際に殆ど意味がないと感じています。

再開して4年ですか。4箇所やっていますけれど、使用者側としては積極的にそれを継続してとは、現状は考えていないと思っています。

ただ、色んな、先ほどの国連でしたか、そういう国レベルのいわゆる運用の中にもありますので、そこが形式上、それがあの方がベターであるという部分も当然あるかと思いますが、そのところが全体的にやっぱりやるべきだよねということになれば、絶対的にそれは反対ではないと個人的には考えています。

これは、使用者側全員の意見ではありませんので、私の個人的な考え方ということで、お聞きいただければと思います。

そういうことを含めて、昨年審議が終わった時に、私が、もう事業場視察には行きませんという宣言をし、今年行かんぞと思っていたら視察自体が中止になってしましまして、言ってはみたものの、結局行使できなかったと、来年どうするんだと、また葛藤しながら、来年まで迎えようかと思っているのですけれども、そういう意味で、どうしてやっていくかというのは、事務局の方の立場も含めて提案をいただければと思っています。

正直、事業所視察は、いわゆる最低賃金を決定するというステップにおいて、現状の審議の仕方では、絶対的に必要なものではないと、それがここ数年、私が感じていることです。以上です。

松本会長

使用者側の他の委員の方から御意見いただけませんか。

岩崎委員	<p>発言する予定はなかったんですが、岩根代表がこれは自分の考えている部分だと言われたので、何か言わなければいけないのかな、と思いお話しします。</p> <p>やはり、私も2年目ではあるのですが、1点だけ、先ほども言われましたけれど、相手もかなりそれに対応することで大変な時間を割き、それに説明する資料も準備したりとか、それなり以上に時間、コストをかけて対応していただいている。</p> <p>そうなったときに、その結果をここにフィードバックして何か議論をやるといふ、その辺は必要じゃないのかな、というのを1点だけ思いました。最終的には、会長をトップとする公益の皆さんと、事務局の方で検討いただいて、提案して、やるといふことになれば、それについて参加する、しないは、個々で判断するということにならざるを得ないのかなと、岩根委員の話を聞きながら思ったところでした。</p>
松本会長	<p>ありがとうございました。他の委員の方はいませんか。</p> <p>過去のケースを見ていると、佐世保とか諫早とか結構遠いところまで行っているんですね。今回、調べていただいて私も思いました。</p> <p>仮に、離島に行くというときに、全員で行くと向こうも迷惑だろうから、例えば公労使から委員を1人ずつ出してとか、やはり離島だと日帰りは無理ですよ。</p> <p>確かに、これは最低賃金審議会として捉えなければいけないのは、最低賃金に係るような事業所に行って、そこでの経営実態、そして労働者、働いている人たちの実態をしっかり把握して、それを審議に活かすということが、本来の意味かと思うんですけれども、予算の問題等もございまして、この辺につきましては、もう少し事務局と協議して、3月に最終的な方針を決めて、3月で間に合うんですよ、相手方との交渉は。</p> <p>このような手続きで持っていきたいと思いますが、何か他に御意見は。</p>
岩根委員	<p>事業所を選ぶというのは、影響が大きいということで、私はずっと離島とか半島、それから会長がおっしゃったように、全員行くとかじゃなくて、それぞれ代表者が行くとか、そういう選択肢があるでしょ、というのを、歴代の事務局と話をしてきているのですが、やっぱり見ないといけないところは、影響率の対象になるゾーンの会社なんですよ。</p> <p>例えば、今日いらっしゃったクアーズテックさん、ほとんど、変な言い方だけど、関係ない訳ですから、三菱電機さんのところに4年前に行ったときもそうですし、それはそうですよね、関係ないですよ。</p> <p>やっぱり影響率は対象になるところで、従来であれば、地賃の世界で</p>

	<p>も影響率、相当に意識しながら、十何%なんかをパッと決めるようなステップを踏んでなかったと、最近は、もう、ぎりぎりで行っているところが多いので、ある意味、いわゆる市街地にも影響を受けている企業さん、経営してる企業さんがあるだろうなと思っているので、そういうところに行っただけですね、その話を聞いていただければ、なおかつ、それをお互いに審議に反映すると、それが出来るのであれば、離島とかにもこだわる必要はないと思います。</p> <p>おそらく見つけることは出来るんじゃないかと。</p> <p>対象になっている企業がどこだ、というのは我々は分からないですが、事務局さんも教えてくれないし、絶対に教えないと言うし、だから、そういうところでいいんじゃないのかな。</p> <p>それを踏まえて、労使がその実態から真摯に議論を行うというのであれば、いわゆる実施するというのを検討するのは、非常に意味があることかと思えます。追っかけるような発言になりました。</p>
松本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>公益委員の方の意見を聞いていませんでしたが、いかがでしょうか。</p>
中山委員	<p>どちらがおっしゃっていたかわかりませんが、代表者が行くんだったら、動画かなんかを撮ってきて、他の委員にも見せていただくとか、そういう通信網を使う、そういう要素は加えられないんでしょうか。</p> <p>代表が行かれて御報告はなさると思うのですが、それぞれの委員がそれぞれ考えて会議に加わっていると思いますので、代表1人だけが知っていてとか、多分そういうことにはならないと、報告はあると思いますが、その辺いかがでしょうか。</p>
松本会長	<p>モニターでも置いてやりますかね。</p> <p>もし代表が行くということになると、そういうことも考えなければいけないかとは思いますが、でも検討課題にしましょうか。</p>
上戸室長	<p>議事の内容については、皆さんにお配りすることは、可能なんですけれども、ビデオ関係については、この間行ったところも内部の写真撮影はやめてくださいとか、企業機密がある関係もありまして、なかなか機械関係の撮影が不可能な状態となっていますので、行き先の事業所を踏まえて、再度検討させていただければと思っております。</p> <p>行き先も含めて、場所、それから事業場規模、そういったものを含めて再度御検討させていただければと思っております。</p> <p>労使の方に、それぞれ一応提案をさせていただいたり、あるいは御希</p>

松本会長	<p>望のところがありませんでしたら御推薦いただければと思っていますので、御協力の方よろしくお願ひします。</p> <p>労使双方、色んな御意見があろうかと思ひますし、実際行くとなると我々も大変なんですけれども、一番事務局が、様々な準備や手続き等で大変なことは、我々も理解しなければいけません。</p> <p>ですから、いかがでしょうか、今いただいた御意見を踏まえて、3月に最終的に方針を決めたいと思ひます。</p> <p>もちろん、コロナ禍がまだ収まっていなければ、来年度もどうなるかが分かりませんが、長いこと議論をしときながら、なんだ、結局出来なかったじゃないかということになるかもしれません、ともかく、今年度、我々は3月に来年度の事業場視察について、最終的な方針を決める。</p> <p>その際には、出された労使双方の御意見や、公益委員からの御意見も念頭において事務局と調整する。そのようにします。よろしいでしょうか。そのような方向でいきたいと思ひます。</p> <p>その他、今の意見とは別に御意見があれば、お願ひします。</p>
各委員	なし。
松本会長	<p>特に、御意見等がないようですので、以上をもちまして、本日の審議会は終了いたします。お疲れさまでした。</p> <p>以上のとおり相違ないことを確認し、署名する。</p> <p>公益代表委員</p> <p>労働者代表委員</p> <p>使用者代表委員</p>